対象組織向け

多面的機能支払交付金の活動の手引き

活動組織用

<暫定版>

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景 観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受して います。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に 伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に 伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家 の負担の増加も懸念されています。

このような状況に鑑み、農林水産省は、平成26年度から多面的機能 支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る ための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を 推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機 能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集 積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して、 活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報 告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

地域資源の質的向上を図る共同活動の例





水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修



植栽活動



水田魚道の設置

施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート 水路への更新



老朽化した水路壁の コーティング



未舗装の農道を アスファルトで舗装

多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上 を図る共同活動)

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化 のための活動)

目 次

4 協定書(案)の作成 P1 5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 II 協定の締結 P2 II II 協定の締結 P2 II	多		的機能文払父付金の概要
3 手続きの概要 P I 組織の設立 1 対象地域の設定 P 2 構成員のとりまとめ P 3 規約(案)の作成 P 4 協定書(案)の作成 P1 5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 II 協定の締結 P2 IV 交付金の申請 P2 V 活動の実施・記録 P2 VI 活動の報告 P2		1	交付金の構成 ······P 1
I 組織の設立 1 対象地域の設定 P 2 構成員のとりまとめ P 3 規約(案)の作成 P 4 協定書(案)の作成 P1 5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 II 協定の締結 P2 IV 交付金の申請 P2 IV 交付金の申請 P2 IV 交付金の申請 P2 IV 交付金の申請 P2 IV 方動の実施・記録 P2 IV 活動の報告 P2 IV 活動の報告 P2 IV 活動の報告 P2 IV 活動の報告 P2			
1 対象地域の設定 P 2 構成員のとりまとめ P 3 規約(案)の作成 P 4 協定書(案)の作成 P1 5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 II 協定の締結 P2 IV 交付金の申請 P2 V 活動の実施・記録 P2 V 活動の報告 P2		3	手続きの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2 構成員のとりまとめ P 3 規約(案)の作成 P 4 協定書(案)の作成 P1 5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 Ⅱ 協定の締結 P2 Ⅳ 交付金の申請 P2 Ⅳ 交付金の申請 P2 Ⅳ 交付金の申請 P2 Ⅳ 交付金の申請 P2 ○ 多面的機能支払交付金に関するQ&A P4	Ι	維	国織の設立
3 規約(案)の作成 P 4 協定書(案)の作成 P1 5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 □ 協定の締結 P2 □ 採択の申請 P2 □ 採択の申請 P2 □ で付金の申請 P2 □ で付金の申請 P2 □ でで付金の申請 P3 □ でで付金の申請 P4		1	対象地域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
4 協定書(案)の作成 P1 5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 II 協定の締結 P2 II II 協定の締結 P2 II		2	構成員のとりまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 活動計画書(案)の作成 P1 6 総会の開催 P2 I 協定の締結 P2 IV 交付金の申請 P2 IV 交付金の申請 P2 IV 活動の実施・記録 P2 IV 活動の報告 P3 O 多面的機能支払交付金に関するQ&A P4		3	規約(案)の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6 総会の開催 P2 II 協定の締結 P2 II 採択の申請 P2 IV 交付金の申請 P2 V 活動の実施・記録 P2 VI 活動の報告 P2 O 多面的機能支払交付金に関するQ&A P4		4	協定書(案)の作成 ······P11
 I 協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
 Ⅲ 採択の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6	総会の開催 ・・・・・・・・・・・P22
 Ⅲ 採択の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
IV 交付金の申請 P2 V 活動の実施・記録 P2 VI 活動の報告 P3 O 多面的機能支払交付金に関するQ&A P4	I	協	路定 の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV 交付金の申請 P2 V 活動の実施・記録 P2 VI 活動の報告 P3 O 多面的機能支払交付金に関するQ&A P4			
V 活動の実施・記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ш	採	『択の申請 ······P2』
V 活動の実施・記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_	
VI 活動の報告 P3 〇 多面的機能支払交付金に関するQ&A P4	IV	交	E付金の申請 ·····P25
VI 活動の報告 P3 〇 多面的機能支払交付金に関するQ&A P4		•	
〇 多面的機能支払交付金に関するQ&A ······P4	٧	沽	5 虭の実施・記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇 多面的機能支払交付金に関するQ&A ······P4	Tπ	:=	C計の起生
	ΛŢ	卢	
		0	多面的機能支払交付金に関するQ&A ············ P41
			連絡先窓口 ······P41

I 多i

多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持活動を実施するための交付金(農地維持支払交付金)と資源向上活動を実施するための交付金(資源向上支払交付金)から構成されます。

(1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動 (水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など)



(2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- 1)地域資源の質的向上を図る共同活動
 - ①施設の軽微な補修 (水路、農道、ため池の軽微な補修など)
 - ②農村環境保全活動 (植栽による景観形成、ビオトープづくりなど)
 - ③多面的機能の増進を図る活動 (防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)
- 2)施設の長寿命化のための活動 (老朽化が進む水路等の補修・更新など)

- 3)地域資源保全プランの策定
- 4)組織の広域化・体制強化



多面的機能支払交付金の構成

①地域資源の基礎的な保全 活動 (1)農地維持支払 交付金 ②地域資源の適切な保全管 理のための推進活動 ①施設の軽微な補修等 多面的機能 支払交付金 1) 地域資源の質的向上 ②農村環境保全活動 を図る共同活動 ③多面的機能の増進を図る 2) 施設の長寿命化の ための活動 (2)資源向上支払 交付金 3) 地域資源保全プラン の策定 4)組織の広域化・体制 強化 1

2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した取組は、以下の手順で実施します。

I 組織の設立



活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。また、規約や協定書、活動計画の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

Ⅰ-1 対象地域の設定

→4ページへ

Ⅰ-2 構成員のとりまとめ

→5ページへ

Ⅰ-3 規約(案)の作成

→6ページへ

I-4 協定書(案)の作成I-5 活動計画書(案)の作成

→11ページへ →14ページへ

Ⅰ-6 総会の開催

→22ページへ

Ⅱ 協定の締結



市町に協定書などを提出し、協定を結びます。

→23ページへ

Ⅲ 採択の申請



地域協議会に市町を経由して活動計画書などを提出し、採択の申請を行います。

地域協議会から採択承認通知書が送付されます。

→24ページへ

Ⅳ 交付金の申請



採択された後に、活動に必要な交付金を申請します。 地域協議会から交付通知があり、交付金が支払われます。

→25ページへ

Ⅴ 活動の実施・記録



交付金を受け、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の基礎的な保全活動等を計画に基づき実施します。

実施した日々の活動については、作業の内容や金銭の収支等について 記録します。 →27ページへ

VI 活動の報告

1年間の活動記録をとりまとめ、実施状況報告書を作成し、市町に提出します。→33ページへ

3. 手続きの概要

組織の設立から採択承認まで

対象組織

①規約等の作成

組織の設立に必要な規約などの 案を作成します。

•••P 4

規約 •••P.6 ▶ 協定書 ····P.11

②活動計画書の作成

組織が取り組む活 動の計画の案を作 成します。

> 活動計画書

•••P.14

③設立総会の開催

④協定の締結

市町に協定書などを提 出し、協定を結びます。

...P.23

· · · P.24

市町

⑤採択の申請

地域協議会に市町を経由 して活動計画書などを提 出し、採択の申請をしま す。

⑥採択承認の通知

の送付があります。

地域協議会から採択承認通知書

【申請期限】

山口県農

地・水・環

境保全向上

対策協議会

11月28日まで

(平成26年度限り)

(採択変更申 請も同日と する)

規約や活動計画等の案について、 組織構成員の合意を得ます。

···P.22

交付金の交付申請から報告まで

対象組織

③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録 や金銭出納簿などを作成します。

· · · P.27

▶ 活動記録 · · · P.28

> 金銭出納簿 · · · P.30 ▶ 財産台帳 **...**₽ 32

④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭 ...P.33 出納簿を集計し、実施状況報告書 を作成します。

> 実施状況報告書

...P.35 > 添付書類 •••P.34

①交付金の申請

地域協議会に交付申請 書を提出します。

> > 交付申請書 · · · P.26

山口県農 地・水・環 境保全向上 対策協議会

【申請期限】

12月10日まで

②交付決定•支払

地域協議会から交付通知があり、 交付金が支払われます。

⑤実施状況報告

市町に実施状況報告書 などを提出します。

· · · P.33

· · · P.25

【報告期限】

市町

3月20日まで

⑥確認通知の送付 市町から実施状況確認通知書の

送付があります。

3

Ⅰ 組織の設立

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

1. 対象地域の設定

- 組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- ・地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、もっとも取り組みやすいまとま りを、それぞれの地域に応じて設定します。
- ・対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、圃場整備など の事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- 合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討して下さい。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系での保全活動を 行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保 全活動を行う体制

2. 構成員の取りまとめ

①構成員

活動組織の構成員は、個人でも団体でも構いません。団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で、参加して下さい。

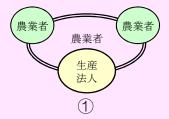
②構成員の範囲

農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方を構成員とします。 農業者以外の構成員は、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことができ れば、地域の内外は問いません。

農地維持支払交付金

以下の①または②の組織が支援の対象です。

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織



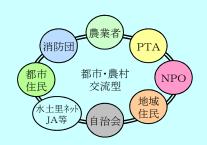
機業者 地域住民 参加型 休土里ネット 住民

※ 資源向上支払と同組織でも取組が可能

資源向上支払交付金

地域住民を含む活動組織





※ **農地・水保全管理支払と同様の組織**(農地・水・環境保全組織を含む)でも取組が可能 ※農業者のみで農地維持支払に取組を行う組織は、資源向上支払(長寿命化)の取組が可能

3. 規約(案)の作成

①規約の作成

それぞれの活動組織において、活動の目的、構成員、合議方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、活動組織の規約を定めます。

規約は市町と協定を締結するためにも必要になります。

②規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。

(注)青字は皆様に記載いただく箇所です。

(別記6-1)

(注)このページは規約の記載例です。 必要に応じて追記等いただけます。

〇〇地域資源保全会 規約

平成○○年○月○日制定

第1章 総則

(名称)

(注)総会で本規約が制定された日付を記入します。

第1条 この活動組織は、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

(目的)

(注)資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は<u>資源向上活動</u>を通じ、〇〇市〇〇 に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び<u>農村環境の保全</u>並びに<u>水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。</u>

(注)資源向上活動(共同活動) を実施する場合のみ記載します。 (注)資源向上活動(長寿命化) を実施する場合のみ記載します。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(注)活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議して下さい。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

- 第5条 活動組織に、代表1名、副代表 ○名、書記 ○名、会計 ○名、監査役 ○名を置くこととする。 代表等役員は別紙のとおりとする。
- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は、○年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

- 第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(注)資源向上活動を実施する場合、記載します。

(総会の権能)

- 第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び<u>資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)</u>の収支 決算に関すること。 ►
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(注)資源向上活動(長寿命化)を実施する場合、記載します。

(注)資源向上活動(共同活動)を 実施する場合、記載します。

(総会の議決方法等)

- **第9条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任 状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のとき な、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議 決を必要とする。
- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

- 第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- 第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。
- 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

(注)該当交付金を受けとる場合、記載します。

(注)該当交付金を受けとる場合、記載します。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

- 第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

- **第21条** 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加して下さい。

(財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第22条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

- 第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第24条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成○○年○月○日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成○○年○月○日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙)

(注)集会の会合、または、設立総会の開催等により、活動組 織に参加することについて、構成員の了解を得て下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

OO地域資源保全会参加同意書

以下3. の構成員は、〇〇地域資源保全会へ参加するとともに、活動組織の代表、役員について下記1. 2. のとおり定めます。

役職名	氏名		住所	備考
代表	農村太郎	000		〇〇自治会会長
		1		
<u>段</u> 役職名	氏名		住所	備考
副代表)	鈴木一郎	000	(注)活動組織の事務所を設	OO集落代表
書記	中村次郎	000	置している場合は事務所	水土里ネット〇〇
会計	渡辺三郎	000	の所在地を、事務所がな	OO集落
役員	高橋五郞	000	い場合は代表者の住所を	OO集落代表
役員		000	記入します。	□□集落代表
成員	_	/\ - \\-\-	/	
1) 00		(注)沽動組 名を記入	織における役職	(注) 配层士 7 焦兹 4 园 4
<u>)農業者</u> 役職名	氏名	1つで記入	<u>.しまり。</u> 住所	(注)所属する集落や団体 記入します。
	鈴木一郎	000	I±1/1	
		000		
		000		
<u>)農業者</u> 役職名	<u> </u>			備考
会計	渡辺三郎	000	μ//	〇〇集落代表
		000		
		000		
2) 00	# # #			1
2) <i>〇〇</i>)農業者	· 美			
役職名	氏名		住所	備考
役員	高橋五郎	000		OO集落代表
		000		
		000		
)農業者	<u> </u>			
)農業者 役職名	氏名		住所	備考
		000	住所	備考
	氏名	000	住所	備考
	氏名		住所	備考
	氏名 ········	000	住所	備考
役職名	氏名 ········	000	住所	団体名
役職名 3) 団体	氏名 ········	000		

注1:「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。 注2: 団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とする。

4. 協定書(案)の作成

①協定書の作成

活動組織が、農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、活動組織の代表者と市町長との間で、活動期間や活動の対象となる区域・農用地・施設等の内容を定めた協定書を作成します。

②協定書の内容について

協定書の内容は、以下の様式のとおりです。

青字は皆様に記載いただく箇所です。

別記6-2

(注)このページは規約の記載例です。 必要に応じて追記等いただけます。

多面的機能支払交付金の実施に関する協定書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)と○○町(以下「町」という。)は、下記のとおり協定を締結する。

(注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、市町村と土地改良区及び対象活動組織(集落)の三者の間での協定として、以下の内容の規定として下さい。

・・・・に基づき、〇〇地域資源保全会(以下「活動組織」という。)と〇〇町(以下「町」という。)及び〇〇土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、下記のとおり協定を締結する。

記

(注)資源向上活動(共同活動)を 実施する場合、記載します。

(目的)

第1条 この協定は、○○市○○に存する農用地・水路、農道等の地域資源及び<u>農村環境の保全活動</u>並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。______

(注)資源向上活動(長寿命化)を実施する場合、記載します。

【農地維持支払交付金】◆ (注)農地維持支払交付金を受けない場合、第2条から第4条を削除して下さい。 (協定期間)

第2条 農地維持活動の協定期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

(協定の対象となる農用地及び施設)

第3条 農地維持活動の協定の対象となる農用地及び施設は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定めるとおりとする。

(実施計画)

第4条 活動組織が農地維持支払交付金により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの1に定めるとおりとする。

【資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動】 ◆ (協定期間)

(注)資源向上支払交付金(共同 活動)を受けない場合、第5条 から第7条を削除して下さい。

第5条 資源向上活動のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動の協定期間は、協定締結の日から平成 31年3月31日までとする。

(協定の対象となる区域及び施設)

第6条 資源向上活動のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動の協定の対象となる農用地及び施設は、 別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIの2に定めるとおりとする。

(注)農地維持支払交付金を受けない活動組織の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

(基礎的な保全活動の実施)

第7条 活動組織は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書のⅢの1の①の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

(実施計画)

第7条 活動組織が資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの2の(1)に定めるとおりとする。

【資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)】**←** (協定期間)

(注)資源向上支払交付金(長寿命化) を受けない場合、第 8条から第10 条を削除して下さい。

第8条 資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動の協定期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

(協定の対象となる農用地及び施設)

第9条 資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動の対象となる農用地及び施設は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定めるとおりとする。

(注)農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(共同活動)を受けない活動組織の場合は、以下の第 10条の規定を追加して下さい。

(基礎的な保全活動の実施)

第10条 活動組織は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書のⅢの1の①の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書のⅢの2 の(1)の①の機能診断を実施するものとする。

(実施計画)

第10条 活動組織が資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの2の(2)に定めるとおりとする。

【その他】

(町の役割)

- (1)町は、活動組織が<u>第4条、第7条及び第10条</u>に定める実施計画を策定し、又は活動を実施する際は、必要に応じて助言又は技術的な指導を行う。
- (2)町は、第4条、第7条及び第10条に定めた実施計画に基づいた活動の実施状況について確認する。

(注)実施する活動の内容に応じて不要な文言を削除して下さい。

(注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、以下の規定を追加して下さい。 (土地改良区の役割)

第12条 土地改良区は、協定の対象となる農用地及び施設において、活動組織が<u>第7条及び第10条</u>に定める実施計画を策定し、又は活動を実施する際は、必要に応じて助言又は技術的な指導を行う。

(注)実施する活動の内容に応じて不要な文言を削除して下さい。

(工事の施行に関する条件)

- 第12条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第 三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものと する。
- 2 町が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、町に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
 - (注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第12条第2項及び第3項中の「町」を「町又は土地改良区」に置き換えて下さい。

(その他)

- **第13条** この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、<u>町</u>と活動組織が協議をして定めるものとする。
 - (注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第13条中の「町」を「町又は 土地改良区」に置き換えて下さい。

上記協定の締結を証するため、<u>町と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上</u>、それぞれ1通を保有するものとする。

(注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記の「町と活動組織は、本書3通を作成し記名押印の上」を「町、土地改良区及び活動組織は、本書3通を作成し記名押印の上」に置き換えて下さい。

平成○○年○月○日

(注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、市町と土地改良区及び活動組織の三者の間での協定として、上記に以下を追加して下さい。

○○土地改良区 住 所 ○○県○○町○○○○ ○○-○ 理事長 ○○ ○○ 印

5. 活動計画書(案)の作成

①活動計画書の作成

交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

対象となる活動は、都道府県が策定する「地域活動指針」に基づき作成することが必要です。

※「地域活動指針」とは、国が示す活動指針を基本にして、都道府県が策定する、 交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した指針です。

②活動計画書の内容

協定書の内容を、項目ごとに説明すると以下のとおりです。これを参考に、それ ぞれの活動組織で定めてください。

I. 地区の概要

(1)活動期間

対象活動の実施にかかる活動期間(協定期間)を設定します。

活動期間(協定期間)は、5年間を原則としますが、農地・水保全管理支払いから移行する場合には、既存の活動計画における残期間までとすることもできます。

I. 地区の概要 1. 活動期間 活動開始年度 活動終了年度 交付金の交付年数 原則、5年間とします。 農地維持支払 平成 26 年度 平成 30 年度 共同活動 平成 26 年度 平成 30 年度 **5**年 資源向上支払 施設の長寿命化 平成 26 年度 平成 **30** 年度 **5**年 2. 保全管理する区域内の農用地、施設

(2)保全管理する区域内の農用地、施設

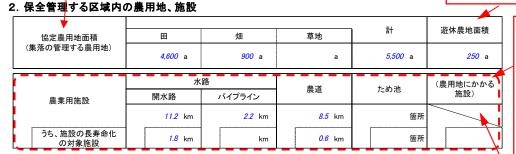
保全管理する区域内の農用地・施設とは、市町長と締結する協定に位置づけて活動を実施する農用地(協定農用地*)および水路等の施設のことです。

※ 協定農用地・・・対象組織が共同活動を実施する農用地 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共的施設は、市町等の施設管理者が管理を行っているため、原則として対象になりません。(市町に確認してください。)

農用地の面積については、国土調査等による地積図等に基づく台 帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を 基本とします。詳細については市町村に確認して下さい。

- ・協定対象区域内の遊休農地面積を記 入します。
- ・遊休農地の一部を解消した場合は、数 値を変更の上、届出します。
- ・遊休農地については、協定に位置付けた活動を行い、協定期間内に耕作可能な状態とすることが必要です。



- ・協定農用地の区域内において、共同活動による保全管理活動等を実施する施設量を記入します。
- ・下段欄には、内数として 資源向上支払(施設の長 寿命化のための活動)を 実施する対象施設の量を 記入します。

鳥獣害防止施設、防風林 等その他の地域で保全管 理していく施設です。

(3)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の 交付単価を乗じて、それぞれの交付金額を算出します。

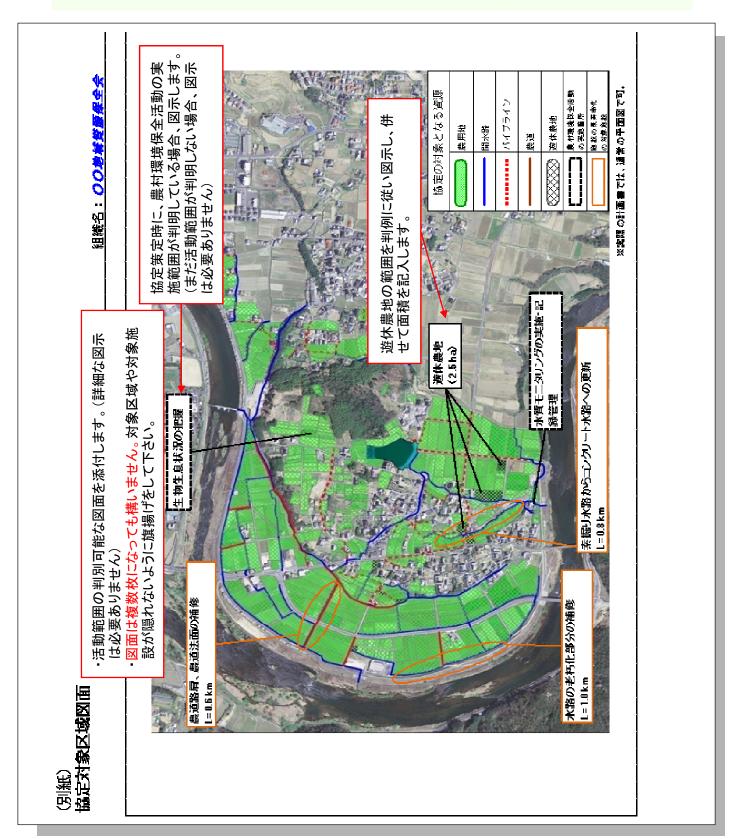
(交付金の単価は、市町に確認して下さい。)



(4)位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農業用用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「(2)保全管理する農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示して、その面積も記入します。

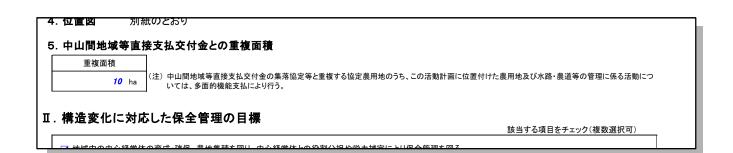


(5)中山間地域等直接支払交付金との重複面積

協定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている 面積を把握します。

なお、活動が重複しないように次のことに注意してください。

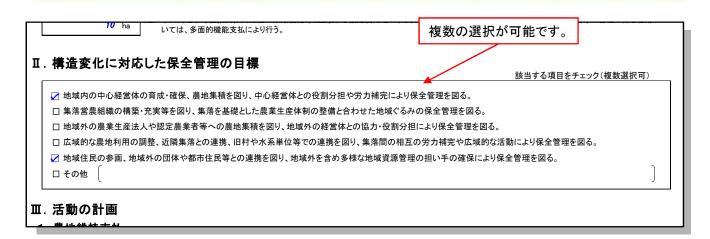
- ①重複する区域における、農用地、水路、農道等の保全に係る活動は、多面的機能支払 により行う。
- ②資源向上支払交付金における「多面的機能の増進を図る活動」を実施する場合には、中山間地域等直接支払の多面的機能を増進する活動以外の活動を実施する。



Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。

この目標に即して取り組む活動などについては、「II. 活動の計画(1) 農地維持支払 ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の欄に記載することになります (19ページ参照)。



Ⅲ. 活動の計画

(1)農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定・研修」と「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、協定に位置づけた施設に該当する全ての項目を実施します。対象となる施設が存在しない活動項目は除外します。

Ⅲ. 活動の計画

1. 農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

(注)毎年度全ての活動項目を実施します。 (研修、異常気象時の対応を除きます) (注)農地維持支払交付金の交付を受けずに、資源向上活動に取り組む場合は、農地維持活動のうち、「点検」「計画策定」「実践活動」の項目を記入して下さい。

協定に位置付けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

	活動項目		取組	実施時期
	点検・	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	農用地:毎年4月 ☑ 水路:毎年4月 ☑ 機道:毎年4月 □ ため池:毎年 月
	計画策	年度活動計画 の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 <i>4</i> 月
	定	事務・組織運営等 の研修	事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を協定期間内に1回以上受講する。	平成 <i>26</i> 年度、平成 <i>28</i> 年度
		遊休農地発生防止 のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	毎年 2回(7月、11月、 月)
	農用地	畦畔・農用地法面・ 防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
		施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		水路の草刈り	水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
	水路	水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年4月
実		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
践活		路肩、法面の 草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
動	農道	側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年4月
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		ため池の草刈り	草刈りを実施する。	-
	ため池	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	-
	.=	施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	-
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	実施時期	
------	----	------	--

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

「II. 構造変化に対応した保全管理の目標」に記載した目標(17ページ参照)に基づき、 地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を定め、それを推進していくための活動を定 めます。

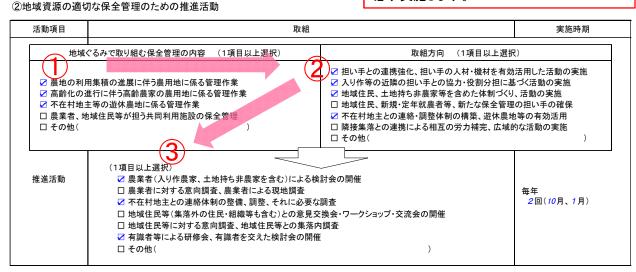
定めた活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想*」をとりまとめていただくことが必要になります。

※地域資源保全管理構想について

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、構想としてとりまとめるものです。(活動期間中に策定する必要があります。)

- ~地域資源保全管理構想の項目について~
- (1) 地域で保全管理していく農用地及び施設
- (2) 地域の共同活動で行う保全管理活動
- (3) 地域の共同活動の実施体制
- (4) 地域農業の担い手の育成・確保





③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

(例)大雨、洪水、暴風警報が発令された場合、または、震度4以上の地震が発生した場合とする。

(注)農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

2. 資源向上支払

活動開始から5年間を一区切りの期間として、その中間年(3年目)に市町が活動の達成状況等を点検・評価し、必要に応じて活動内容の見直しを行い、5年目に「地域資源保全管理構想」を作成します。

(2)資源向上支払

①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、協定に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。(点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りでありません。)
- 「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する地域活動指針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」の活動は、任意により取組が可能です。

	向上支払		22 \ 144 AL =A NC = AL = I I I		
) 地攻	資源の質的向		注)機能診断の結果に応じて、		
①施設の	の軽微な補修		必要な活動を毎年度実施します。		
協定に住	位置付けた農用地及	なび施設について、次の活動を行う。			
	活動項目		取組	実施時期	
機能診	機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能	能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	農用地:毎年4月 ☑ 水路:毎年4月 ☑ 改善:毎年4月 ☑ 農道:毎年4月 □ ため池:毎年 月	
・断研・	年度活動計画 の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関	掲する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 <i>4</i> 月	
修計 画	### #F = A ##F	協定期間内に1回以上受講する。			
策定	機能診断・ 補修技術等 の研修	✓ 活動組織による自主的な機能診断✓ 老朽化が進む施設の長寿命化の対□ 農業用水の保全、農地の保全や対		平成 <i>26</i> 年度、 平成 <i>29</i> 年度	
	農用地	畦畔の再構築、農用地法面の初期補修	、暗渠施設の清掃等を実施する。		
実践	水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破扱	員施設の補修等を実施する。	機能診断結果に基づき 実施時期を決定	
活 動	農道	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。		
	ため池	遮水シートの補修、構造物の目地詰め、	破損施設の補修等を実施する。		
(注) 「実施	・ 時期」欄内にチェック	ボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェ	ックを入れる。		
2)農村刊	環境保全活動		(注)1テーマ以上選択します。		
S/12(1)^	活動項目		(注)「アーマ以上選択します。	実施時期	
	計画策定		全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。	毎年8月	
	啓発·普及		・の広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。 頒布、看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等)	毎年 <i>8</i> 月、 <i>10</i> 月	
	石元 自众	□ 地域内の規制の取り決め	,11以依闵寺との建秀		
	実践活動		······································		
		□ 地域内の規制の取り決め	1組を毎年1つ以上実施する。	毎年8月	
	実践活動	□ 地域内の規制の取り決め 選択したテーマに基づき、実践活動の取	2組を毎年1つ以上実施する。 の把握	毎年8月 毎年4~10月	
	実践活動 生態系保全 水質保全 策定」及び「啓発・普及	□ 地域内の規制の取り決め 選択したテーマに基づき、実践活動の取 ☑ 生物の生息状況	alabea fa 1 つ以上実施する。 の把握 の実施・記録管理 _{する。} (注)「多面的機能の増進を図る活動	_{毎年4~10月} か」に取り組まない	
主2)「実践	実践活動 生態系保全 水質保全 策定」及び「啓発・普及	□ 地域内の規制の取り決め 選択したテーマに基づき、実践活動の取 ② 生物の生息状況 ② 水質モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の把握 の実施・記録管理 する。 場合は、の資源向上支払の <mark>単価は</mark>	_{毎年4~10月} か」に取り組まない	
注2)「実践 ③多面的	実践活動 <u>生態系保全</u> 水質保全 策定」及び「啓発・普及活動」の下欄に選択し	□ 地域内の規制の取り決め 選択したテーマに基づき、実践活動の取 ② 生物の生息状況 ② 水質モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	alabea fa 1 つ以上実施する。 の把握 の実施・記録管理 _{する。} (注)「多面的機能の増進を図る活動	_{毎年4~10月} か」に取り組まない	
3多面的	実践活動 <u>生態系保全</u> 水質保全 策定」及び「啓発・普及 研究・関連状し 内機能の増進を	□ 地域内の規制の取り決め 選択したテーマに基づき、実践活動の取 ② 生物の生息状況 ② 水質モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の把握 の実施・記録管理 する。 場合は、の資源向上支払の <mark>単価は</mark>	_{毎年4~10月} か」に取り組まない	
注2)「実践 ③ 多面的 彩面的	実践活動 <u>生態系保全</u> 水質保全 策定」及び啓発・普及 活動」の下欄に選択し 内機能の増進を 活動項目	□ 地域内の規制の取り決め 選択したテーマに基づき、実践活動の取 ② 生物の生息状況 ② 水質モニタリング 以については、1つ以上の項目をチェックする。 たテーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加 図る活動 □ 遊休農地の有効活用 □ 地域住民による直営施工	W組を毎年1つ以上実施する。 の把握 の実施・記録管理 (注)「多面的機能の増進を図る活動場合は、の資源向上支払の単価は ります。 □ 農地周りの共同活動の強化 □ 防災・減災力の強化 □ 医療・福祉との連携	_{毎年4~10月} か」に取り組まない	
注2)「実践 ③ 多面的 彩面的	実践活動 <u>生態系保全</u> 水質保全 策定」及び「啓発・普及 研究・関連状し 内機能の増進を	□ 地域内の規制の取り決め 選択したテーマに基づき、実践活動の取 ② 生物の生息状況 ② 水質モニタリング ・ パークリング・ アーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加図る活動 □ 遊休農地の有効活用 □ 地域住民による直営施工 ② 農村環境保全活動の幅広い展開	W組を毎年1つ以上実施する。 の把握 の実施・記録管理 (注)「多面的機能の増進を図る活動場合は、の資源向上支払の単価は ります。 □ 農地周りの共同活動の強化 □ 防災・減災力の強化 □ 医療・福祉との連携	_{毎年4~10月} 加」に取り組まない 基本単価の5/6に	

②施設の長寿命化のための活動

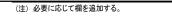
施設の長寿命化のための活動は、機能診断を基に、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。



③地域資源保全プラン策定/組織の広域化・体制強化

地域資源保全プラン策定は、広域活動組織が、対象区域内にある水路等の農業用施設の劣化状況の診断、サポート体制の検討、水利用計画の検討などを行い、施設の機能保全対策等の実施計画を策定します。

組織の広域化・体制強化は、広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化(NPO法人)を行います。



(3)地域資源保全プランの策定 / 組織の広域化・体制強化

	地域資源保全プランの策定	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	平成 28 年度	平成 年度	平成 30 年度

3. 高度な農地・水の保全活動

策定・設立する年度を記入します。交付金を支給された年度 に策定・設立できない場合は、全額返還となりますので注意 願います。

6・総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

(設立総会)

はじめに設立総会を開催し、作成した規約案、役員案等の活動組織の設立に関する事項を議題として審議します。また、協定案や活動計画案などの組織の運営に関する事項についても審議を行い、議決を得ることが必要です。

(通常総会)

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

(臨時総会)

通常総会の他、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。

総会開催から議決までのながれ

- 1)総会の審議事項、開催日等について、あらかじめ役員会等で話し合い、設定します。審議事項は、活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施計画に関することや組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2)総会の招集を行います。招集にあたっては、開催の7日前までに、書面にて会議の日時、 場所、目的、審議事項を示し構成員に通知します。
- 3)総会は、構成員現在数の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。 議事は、出席した構成員の過半数(特別議決事項にあっては3分の2以上)で決します。 議決前に議案説明、質疑応答を行ったうえで採決を行って下さい。
- 4)活動事項を全構成員の承知のもとで実施するため、総会により議決した事項は、総会閉会後、速やかに決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布又は周知します。

採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数が把握できる 方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を 確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記 録しておく必要があります。

- ・総会は、活動組織規約に基づいて行われます。地域の事情に応じて総会の議決方法等を規約制定時に構成員で話し合って適切に定めて下さい。
- ・総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切な記録・保管を行って下さい。

∭協定の締結

活動組織は、多面的機能支払交付金の取組が円滑に実施されるよう、市町長との間で協定を締結を行います。

協定は、

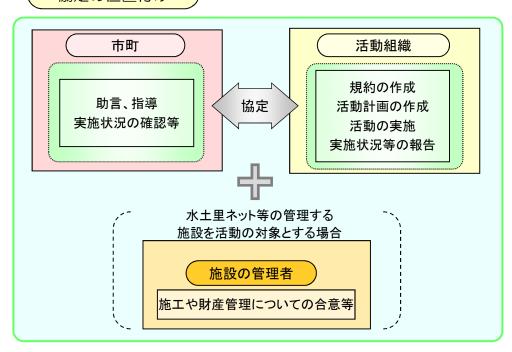
- ア)活動組織は、決定した活動計画等
- イ)市町は、活動組織への指導や活動の実施状況の確認等 を行うことを双方が明確化し、確認するものです。

協定で定める事項は以下のとおりです。なお、活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、協定記載例を参考に作成して下さい。

- 協定期間や協定の対象となる農用地及び施設、活動計画に関すること
- 市町の役割に関すること
- 工事の施行に関する条件に関すること

また、市町や集落以外(例えば、水土里ネット等)が管理する施設について、補修や更新等を実施するときは、施設の管理者を加えた三者で協定を締結する必要があります。

協定の位置付け



※工事の施行に伴う施設の譲渡手続きについて

工事完了後、施設の管理者(市町、水土里ネット等)に財産の譲渡が必要な場合には、あらかじめ、必要な書類、譲渡の時期、その他必要となる手続きについて、施設の管理者から指示を受けて下さい。

Ⅲ 採択の申請

多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、活動組織の代表者は、事業実施主体(地域協議会)へ申請書類を提出する必要があります。

多面的機能支払交付金による活動を実施しようとする場合には、活動計画書に関係 書類を添付し、市町を経由して地域協議会へ提出します。

地域協議会から採択通知(採択承認通知書)が送付されます。

活動計画書には、以下の書類を添付します。 💳



活動計画書の様式は14ページへ

	添付書類	提出時期		
農地維持支払	・多面的機能支払交付金の実施	採択を受けようとする年度の6月 30日まで(特別な事情があり、届		
資源向上支払(共同活動)	に関する協定書 様式は11ページへ	出を行ったときには10月31日ま で)		
資源向上支払(長寿命化)	・活動組織規約 様式は6ページへ	※平成26年度に限り、11月28日 までとしています。		
資源向上支払(組織の広域化·体 制強化)	【組織の体制強化】 ・登記事項証明書	採択申請、交付申請又は実施 状況報告時に提出		

また、既に採択を受けて活動を実施している対象組織が採択内容を変更する場合は、 下記を参考に手続きを行って下さい。

採択内容の変更手続きについて

採択申請書類(活動計画書、協定書、活動組織規約等)に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

①採択内容の変更承認申請

- 保全管理する対象農用地面積の変更
- 保全管理する対象施設の変更
- 対象組織の変更
- 活動の追加、中止又は廃止

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき
【申請書に添付する書類】

変更があった活動計画書、協定書、活動組織規約等

②採択内容の変更の届出

- 左記以外の変更 (例)
 - ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
 - ・遊休農地を一部解消した場合 等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

【提出書類】

変更があった活動計画書、協定書、活動組織規約等

Ⅳ 交付金の申請

採択された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年、地域協議会へ交付金交付を申請します。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

①交付申請書の提出

平成26年度の活動に必要な交付金の交付申請書を12月10日までに地域協議会に提出します。



②交付決定の通知

地域協議会が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、地域協議会から交付金の交付通知を対象組織に送付します。

交付申請書時の注意点について

- 1. 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。
- 2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして 記載し、提出して下さい。
- 3. 組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出して下さい。(提出は、採択申請や実施状況報告時でも可。)

交付金の交付ルートについて



(参考: H26年度から交付ルートが一本化されました。)

(様式第1-1号)

申請年月日			
平成	年度	第	回

多面的機能支払交付金交付申請書(長寿命化を除く)

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

会長 吹田 愰 梯

追加活動申請書の「2. 交付金額」もしくは活動計画書の「3. 交付金額」の年当たり交付金額の計を転記します。

対象組織名 代表者名

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

		項目	農地維持支払金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。)
交付	採択決定額(年度 交付額)	①	Н
申請額	既交付額	2	н
	今回申請額	3	н
	採択決定額(年度 交付額)との差額	4 =1-2-3	н

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

	金融機関(内	うちょ銀行以外)							
	金融機関名								
			農業協同組	合 銀行 信用金庫					
<u> </u>			信用組合 労	滑金庫 信速 農林中全	ì				
₹	i	賃金種別(該当のものにレ印をつけてく)	ださい)	口座番号	ト(7ケタに)	満たない場合	含は、右づと	かで記入)	1
交寸金辰入	□普通	□ 当座 □ 別段	□ 通知					-	
7	≪ゆうちょ銀行	の方はこちらに記入してください。≫		· · · · · ·				,	
¥	ゆうちょ銀行								
	記号(6ケ	タ目がある場合は※部分に記入)	番号(右づめで記入)						
	1	0	***************************************		***************************************			1	
	フリガナ								
1	口座名義								
至呂義	/ \ =r	(〒 −)	都 道府 県						市区町村
	住所		4	ロ座名義人 実に郵便物					

(様式第1-2号)

申請年月日			
平成	年度	第	

多面的機能支払交付金交付申請書(長寿命化)

山口県農地·水·環境保全向上対策協議会

会長 吹田 愰 様

追加活動申請書の「2. 交付金額」もしくは活動計画書の「3. 交付金額」の年当たり交付金額の計を転記します。

対象組織名 代表者名

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

	IJ	[]	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	
交 付	採択決定額(年度 交付額)	①		円
申請額	既交付額	2		円
餌	今回申請額	3		円
	採択決定額(年度 交付額)との差額	4 =1-2-3		円

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

金融機関(K	Þうちょ銀行以外)								
		金融機関名					支	店名	·
			農業協同組合	会 銀行 信	言用金庫				
			信用組合 労	倒金庫 (言連 農林中	æ			
:	預金種別(該当のものにし	/印をつけてください)	口座	至番号(7ケタ	に満たない	場合は、右	づめで訂	2入)
□普通	□当座	□ 別段 □] 通知			-			
≪ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。≫									
ゆうちょ銀行									
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入) 番号(右づめで記入)									
1		0 *	***************************************			000000000000000000000000000000000000000		1	
フリガナ		•	,	•	-		·		
口座名義									
<u>ア</u> (〒 -) 都道 府県			市区村						
住所					人宛に払 物が届く				

Ⅴ 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

(1)活動記録

①活動記録について

- 日々の作業を記録し、その内容を点検等することにより、作業上の課題を抽出し、 その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町による活動 要件の確認、活動の評価、指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動 内容に係る作業(活動の準備等を含む)を実施した場合は、その内容を活動記録に記 録することが重要です。

②活動記録の作成に当たって(様式第1-6号の記載方法)

• 【活動区分欄】

「調査・計画」などから当てはまるものを選んでチェックして下さい。

(活動項目別の作業の例を下表に示します。)

活動項目	作業の例
「調査・計画」	活動または施工を行う予定箇所の現地調査・確認など
「実践活動」	計画に基づく水路の補修作業や農村環境活動など
「啓発・普及」	広報活動、啓発活動、地域住民との交流活動など
「設置等」	自主施工の際の現場での作業、外部発注する際の施工中の確認 など
「事務処理等」	活動の実施後の支払、活動記録や金銭出納簿の整理、総会準備など
「研修・会議」	総会、研修、会議など
「発注事務」	自主施工する場合の資材・機材の手配、外部発注する際の見積 徴収や契約書作成に係る事務など

【施設又はテーマ欄】

活動の対象となった施設(水路・農道等)を記入します。

| 農地維持活動、資源向上活動(共同)の施設の軽微な補修、資源向上活動(長寿命化) | などの場合

対象としたテーマ(農業用水の保全、農地の保全、地域環境の保全等)を記入します。 【資源向上(共同)の農村環境保全活動の場合

事務処理や打合せ、活動の取りまとめについても記録します。

支出の有無にかかわらず、活動を行った場合は、活動記録に記入して下さい。

平成 00年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名: 〇〇地域資源保全会

	活動実施日時	出出			丽	活動参加人数	数					活動内容				
1 2 2 2		実施時間		黎州人教	· A ·	料	朝	事券地 公外		注動区分			施設又は	具体的な活動内容 <(<()書きは長寿命化の場合>	華
I Car	排 回 指	雏	実施時間	A CH		¥ +	ŧ	_		2			テーマ	活動項目(対象活動)	取組(取組内容)	
48108	10 at 00040	1.40045	かの母の	\$	-	ų.	k	4	☑ 張地維持 □ 資源向上(共同)<li□ <="" =="" li="" ※添配="" □="=">□ ※添配 □ / □ = = = □ ※添配 □ / □ = = </li□>	□ 調査・計画	□ 実践活動□ 88%・排力	□ 事務処理等□ 班依: ◆課	ii i	\$4	教化の会社	
I C		Contract of the Contract of th		2									*	K E		
									□ 農地維持 ▼ 資源向上(共同)	₩ 開本・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
4B12B	13時00分~	15時30分	2時30分	10	~	٠ ا	6	\	□ 資源向上(長寿命化)	*****	□ 啓発·普及	□ 奸修·余鞿	規模	を発音	高吹り食用を利 物用を削りむの事	
									□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 設置等	□ 発注事務				
									☑ 農地維持 □ 資源向上(共同)	対調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
4月14日	13時00分~	15時30分	2時30分	20	≺	10	10	≺	□ 資源向上(長寿命化)		□ 啓発·普及	□ 奸修·余議	ı	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	
									□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 設置等	□ 発注事務				
									☑ 農地維持 □ 資源向上(共同)	回 調査・計画	口 実践活動	口 事務処理等				
5A14B	14時00分 ~	16時30分	2時30分	20	~	70 人	10	~	資源向上(長寿命		□ 啓発•普及	M 研修·余議	1	1	农产品	
									□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 設置等	口 発汗事務				
									農地維持	□ 調査・計画	✓ 実践活動	口 事務処理等				
5A15B	10時00分 ~	12時00分	2時00分	10	<u>-</u>	70 /	0	~	資源向上(長寿命		□ 啓発・普及	□ 异梅·永纖	米	水雕の泥上げ	ポンプ酸水種の流山が	
									□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 設置等	口 独许事務				
									₩ 機地維持 □ 資源向上(共同)	□ 調査・計画	▼ 実践活動	口 事務処理等				
6A25H	13時00分 ~	17時00分	4時00分	30	∀	25 A	10	~	資源向上(長寿命		□ 啓発・普及	□ 奸修·依職	## #	施数の適圧管理	路面の着井	
									□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 設置等	松井 二				
									農地維持	口調査・計画	▼ 実践活動	口 事務処理等				
6A28E	13時00分 ~	15時30分	2時30分	30	~	10	20	~	□ 營源向上(長寿命化)		应律·徐宏□	口 印称·徐骥	***	****	機構が設め組織	
	!								資源保全プラン		□ 設置等	発汗事務				
									□ 農地維持 🔼 資源向上(共同)	口調査・計画	□ 実践活動	内事務処理等				
7.B15B	9時00分~	12時30分	3時30分	9	~	子 9	0	~	資源向上(長寿命		□ 啓発・普及	□ 异修· 余議	ı	1	农民创新对作股	
	,								□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 設置等	□ 発注事務				
	*	4							農地維持	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~	_			~	\prec		\	□ 資源向上(長寿命化)		□ 啓発・普及	□ 奸修·余職			_	
		+			1				資源保全プラン		□ 設置等	□ 発注事務				
		_							□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	}	_			~	\prec		~	資源向上(長寿命		□ 啓発·普及	□ 钟傪·余議			具体的な活動項目	三、规
		7			1		4		資源保全プラン		□ 設置等	□ 発注事務			名か記 ソーサギ	
		7							□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	口実践活動	□ 事務処理等				0
L						≺ Г		~	資源向上(長寿命		□ 四卷·普及	□ 印修·余職				
#	いいのは、日本は、日本は、日本は、日本のでは、日本には、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本には、日本のでは、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本に	有耳馬	当れ曲ヶ	700	1		1	1	資源保全プラン		10年10日	松 単 大 恭 匚				
Q ?	デン ドン に	를 다 다. 다 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나 나	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	و د د	3	-		-	□ 服地維持 □ 減減向上(共同)□ 淡消化 - (二 ※ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							
<u></u>	単位で記入	くします	<u>ه</u>			<			□ 呉原同士(文学中)に) 「 済瀬保・(本制治人)	- 汗酢計画車 な糸老厂 ア	重 左糸:	オーコ				
						Ļ						()				
	≀				~	≺		~	液治性 34 資源向上(長寿命	(1) 数当す	-る活動区	(1)該当する活動区分のチェック	5			
									□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化	の格別の	の格部クイナークの記入	L EE O'				
									農地維持	くと言う	76.	くつこく				
	}				~	\prec		≺	資源向上(長寿命	を行います。	با ه					
							\downarrow		資源保全プラン							
					-	-			□ 職均維持 □ 資源向上(共同) □ ※前子 = /= = + 4 = /=		F 86 85 E	in A see in	7			
	≀				<	<		<	□ 資源同上(長寿命化)□ 資酒母会づう、 □ 内域化・体制路化		□ 郊光• 神及□ 容明第	□ 全有•水器				
					1				7/ /T *****		: 1					

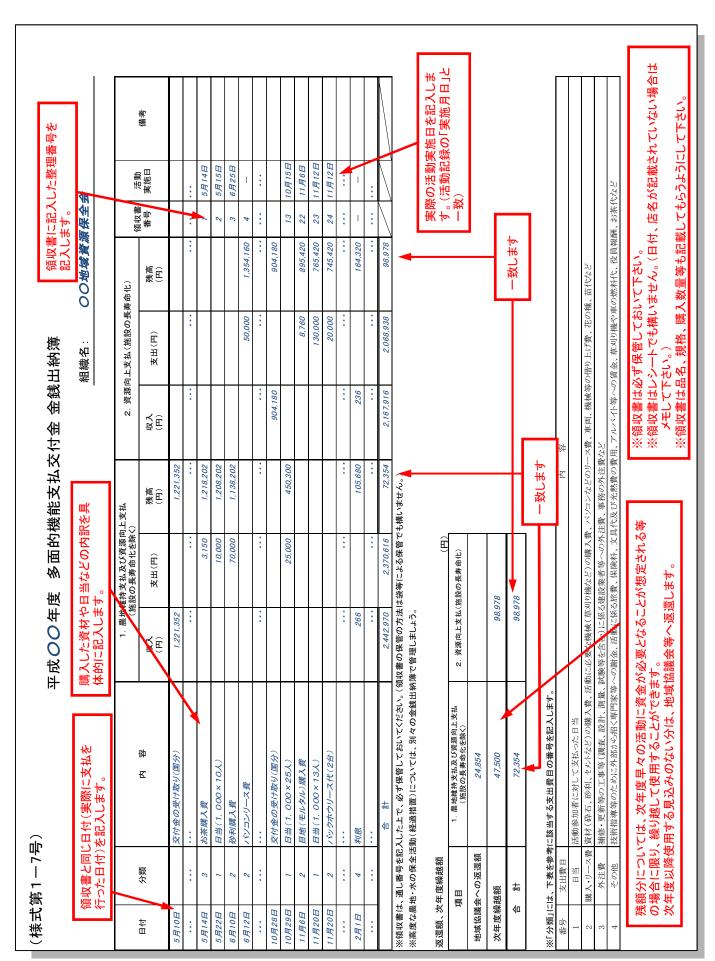
(2)金銭出納簿

①金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の支出等を記録し、 交付金を適切に管理することが必要です。
- また、地域共同の活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計とすることは非常に重要です。
- 更に、金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町による不適切な支出の有無の確認、指導等を行う上で不可欠な資料です。

②金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- ・ 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金又は資源向上 支払交付金に係る全ての出納について記入します。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査をして頂く必要があります。
- ・ 金銭出納簿の日付は、領収書と同じ日付を記載して下さい。 (ただし、日当については、活動の実施日も分かるように記載して下さい。)
- ・ なお、金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、<u>交付の翌年度から5年間</u> 保有する必要がありますのでご留意下さい。



(3)財産管理台帳

①財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により、更新等を行った施設(財産)については、事業終了後においても、協定書等に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、市町や土地改良区の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、 その財産を、できるだけ速やかに市町等に譲渡する必要があります。
 (必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ市町等と協議し、指示を受けて下さい。)
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

②財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設などについては、その都度、財産管理台帳に整理し、保管することが 必要です。
 - なお、施設の補修については、財産管理台帳に整理する必要はありません。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間を記載します。

財産の処分制限期間について

対象組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、<u>交付金の目的に反し</u>た譲渡、使用等が制限されます。**注

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、41ページの問い合わせ先にご確認下さい。

○財産の処分制限期間の例

施設	構造	処分制限期間
水 路	コンクリート造のもの	1 7年
	コンクリート舗装	1 5年
農道	アスファルト舗装	1 0年
	砂利舗装	8年
水路	ゲート、ポンプ、バルブ	7年
ため池	防護柵(金属造りのもの)	1 0年

※注: 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等 の承認が必要となります。

(協定に基づく市町や土地改良区などへの譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請等を行う必要はありません。)

・・組織名を記入します。	が						
(金組織名)	· 申 ※ ※						
象組織名 CO地区募集保全会 事業の内容 工工権構造・規格 施工箇所 及は 文は 財産。10.2 事業量 年月日 ○○用水路 BF-400 ○○県○の市○○字○番 40m 円26。10.2 旧26。10.2 旧26。10.15 ・施設の活動で更新等を行った施設(対象活動のメニーが更新等のもの)について、一覧表を作成でします。 ・施設の活動で更新等のもの)について、一覧表を作成によるでは、対象活動のメニーが更新等のもの)について、一覧表を作成によるでは、対象活動のストラー・ 120 日26	総						
事業の内容 工権構造・規格 施工箇所 設置場所 支は 設置場所 大スアルト離業(t=5cm) 事業量 を月日 日26。10。2 旧26 の用水路 BF-400 〇〇県〇〇市〇字〇番 50m H26。10。15 H26 H26 大ニューが更新等を行った施設(対象活動の メニューが更新等のもの)について、一覧表を作 成します。		90 間	0 年度	0 ~	00 年度		
工種構造・規格 施工箇所 事業量 程月日 OO用水路 BF-400 OO県〇〇市〇〇字〇番 50m H26。10。2 H26 ・施設の活動で更新等を行った施設(対象活動のメニューが更新等のもの)について、一覧表を作成します。		経費の区分		処分制限期間	処分の状況	状況	
工種構造・規格 文は 事業量 年月日 ○○用水路 BF-400 ○○県○○市○○字○番 40m H26。10。2 H26 ************************************		経費內訳(単位:円)	〔位:円 〕			(A)	無
OO用水路 BF-400 OO県OO市OO字O番 40m H26,10,2 ・施設の活動で更新等を行った施設(対象活動のメニューが更新等のもの)について、一覧表を作成します。	年月日 (単位:円)	国の交付金 地方分	その街	年数 ペンション クラック インター	年月日 世	が を を を	
#26.10.15	200,000	100,000	0 00	17 H66, 12, 4			
・施設の活動で更新等を行った施設(対象活動のメニューが更新等のもの)について、一覧表を作成します。	. 20 600,000	100,000 100,000	0 00	10 H36, 11, 19		4	
成します。							
		节节 生 多 个 写:	中幸 七二 蘊	50000000000000000000000000000000000000	存置大照计		
		当数施設を記	関には、他の お町村等に調	辰政心政寺の 護度した場合等	承認ななり、に、地方農		
		■ 政局長等の3■ 入します。そ	承認日とその の際、摘要権	政局長等の承認日とその処分の内容(譲渡等)を記 入します。その際、摘要欄に譲渡先等を記入します。	譲渡等)を記:記入します。	. °	
thin	800,000	400,000 400,000	0 01				
注1:処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。 注2:処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。 注3:備寿欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。 また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。 注4:この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。 注5:複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。	・すること。 事項について適宜記 :管理台帳に代えるこ	入すること。 とがっきる。					

Ⅵ 活動の報告

対象組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町に報告します。

(1)実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→35ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿を集計して作成します。 複数集落から構成される活動組織については、多面的機能支払交付金に係る実施計 画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票も取りまとめて下さい。

→39ページを参照(別記1-5様式第1号)

(2)実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、市町を経由して、地域協議会あてに提出します。

また、実施状況報告書の提出の際には、次の書類を添付します。

- 活動記録 →28ページを参照(様式第1-6号)
- 金銭出納簿 →31ページを参照(様式第1-7号)
- その他必要な書類(点検記録簿、研修資料等)

→提出資料は、市町にお問い合わせ下さい。

(3)実施状況のとりまとめ確認

市町において、協定に定められた事項の実施状況の確認を行います。実施状況の確認は、書類確認及び現地確認により行われます。

(4)次年度の年度活動計画の策定

市町が実施状況の確認に用いたチェックシートは、対象組織に送付されます。

チェックシートには、確認を実施した際の所見が記入されていますので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

特に、新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

活動組織等

市町

活動組織等

市町への提出書類(実施状況報告書に添付する資料)と 市町が行う実施状況の確認の区分

	提出特	書類	実施状況(の確認内容
	金銭出納簿	活動記録	書類確認	現地確認
農地維持支払	0	0	0	0
資源向上支払(共同活動)	0	C	0	必要に応じて
資源向上支払(長寿命化)	_)		実施

- ※<u>写真は、活動ごとに撮影をお願いします。</u>(農地·水保全管理支払と同じ取り扱いとします。)
- ※ 金銭出納簿、活動記録のほか、点検記録簿や総会資料、研修資料等については、作成・保管が必要です。

(様式第1-8号)

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

(市町長経由) 山口県農地・水・環境保全向上対策協議会 会 長 吹 田 愰 様

		報告年月日	平成〇〇年〇月〇日
名	称	OO地域資	源保全会
代表和	š 氏名	00 00	印

平成〇〇年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告します。

1. 平成 🔿 〇 年度 収支実績 (平成 🔿 〇 年3月31日現在)

・金銭出納簿を集計し、当該年度の交付金の収入、支出実績を記入します。

(1)農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)

	項目	金額	備考	
収	1. 前年度繰越	<i>25, 000</i> 円		
人の	2. 交付金(国費+地方費)	<i>2, 442, 704</i> 円	4	
部	3. 利子等	<i>32</i> 円		
	合 計	2, 467, 736 円		

	項目	金額	備考	
支	1. 支出総額	<i>2, 441, 400</i> 円		
出の	2. 返還	<i>12,686</i> 円	-	
部	3. 次年度繰越	<i>13, 650</i> 円	来年度4月の用水路の泥上げ活動/	要する経費に充当
	合 計	<i>2, 467, 736</i> 円		

(注)支出の部「3. 次年度繰越」の備考欄には、繰越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

(2)資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

	項目	金額	備考	
収	1. 前年度繰越	<i>0</i> 円		
人の	2. 交付金(国費+地方費)	<i>2, 167, 680</i> 円	4	
部	3. 利子等	46 円		
	合 計	2, 167, 726 円		

	項目	金額		備考
支	1. 支出総額	<i>2, 068, 900</i> ⊞	3	
出の	2. 返還	10, 760 F	3	—
部	3. 次年度繰越	<i>88, 066</i>	3	来年度の出水期前(5月)に排水路の転落防止槽の補修費に充当
	合 計	<i>2, 167, 726</i> 円	3	

- (注1)支出の部「3. 次年度繰越」の備考欄には、繰越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。
- (注2)向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の平成25年度からの継続地区については、以下に「(3)向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)」の区分欄を設け、当該収支実績を記載する。
- 2. 事業の成果

別紙「多面的機能支払交付金に係る事業の成果」による。

3. 農地中間管理機構の借り受け

いずれかををチェック

☑ 有 □無

- (注) 協定農用地内において農地中間管理機構が借り受けている農用地の有無をチェックする。
- 4. 総会又は運営委員会の実施時期

上記1~3の内容について、下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

関併口	00年 4月 5日
# # 	L ()()# 4A 3A

(別紙) 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

活動計画書に位置付けた項目にチェックを入れます。

<該当する活動にチェック>

☑ 農地維持支払

☑ 資源向上支払 ☑ 地域資源の質的向上を図る共同活動

〔 ☑ 多面的機能の増進を図る活動 〕

☑ 施設の長寿命化のための活動

□ 地域資源保全プランの策定

☑ 組織の広域化・体制強化

1. 農地維持支払交付金

「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「O」を記入する。計画外の活動項目には「一」を記入する。

			活動項目	計画	実施	備考
	点	+∻	農用地	0	0	
	从	快	施設(水路・農道・ため池)	0	0	研修は活動を開始後、早い段階で実施します。
	年	度活動	計画の策定	0	0	<u> </u>
	事	務∙組総	厳運営の研修	0	•	平成〇年度実施予定
		農	①遊休農地発生防止のための保全管理	0	0	遊休農用地解消面積 30 a
		用地	②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	0	0	
		地	③施設の適正管理	0	0	
			④異常気象時の対応	0	•	異常気象が発生しなかったため未実施
地域資源の基			①水路の草刈り	0	0	
礎的な保全活		水	②水路の泥上げ	0	0	
動	実	路	③施設の適正管理	0	0	
	践 活		④異常気象時の対応	0	•	異常気象が発生しなかったため未実施
	動		①路肩、法面の草刈り	0	0	
		農	②側溝の泥上げ	0	0	
		道	③施設の適正管理	0	•	点検の結果、要補修箇所は確認されなかったため未実施
			③異常気象時の対応	0	•	異常気象が発生しなかったため未実施
			①ため池の草刈り	_	-	^
		ため	②ため池の泥上げ	-	_	「備考欄」:「実施」欄に「●」を記入した場合は、
		池	③付帯施設の適正管理	7 -	_	要件未満の取組となった理由又は実
			④異常気象時の対応	<u> </u>	_	施しなかった理由を記入する。
į	地域資源	原の適均	別な保全管理のための推進活動	0	10/25 1/25	農地集積に係る打合せを開催(参集対象:地域内農業者) 不在地主の連絡先の把握調査を実施

(注1)農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

「実施」欄:対象外の活動項目には「一」を記入する。

→「○」を記入する。

(注3)「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。 研修及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動をを行った場合 対象外の活動項目には「一」を記入する。

「実施」欄: 研修及び地域資源の適切な保全管理のため の推進活動を行った場合、その日付けを記入 する。

また、備考欄に具体的な実施内容を記載する。

「実施」欄:地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。

※農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

2. 資源向上支払交付金

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目 に「〇」を記入する。計画外の活動項目には「一」を記入する。

			活動項目	計画	実施	備考
	機能	診断•	農用地	0	0	
	計画	i策定	施設(水路・農道・ため池)	0	0	
			年度活動計画の策定	0	0	
		農用	①畦畔・農用地法面等の補修等	0	0	
		地	②施設の補修等	0	0	
施設の軽微な	1	水	①水路の補修等	0	0	
補修	実践	路	②付帯施設の補修等	0	0	
	活 動	農	①農道の補修等	0	0	
	到	道	②付帯施設の補修等	0	•	点検の結果、破損箇所等が確認されなかったため未実施
		た	①堤体の補修等	-	-	1
		地	②付帯施設の補修等	_	_	
		•	機能診断・補修技術等の研修	0	0	横 「備考欄」:「実施」欄に「●」を記入した場合は、 要件未満の取組となった理由又は
		生態系	保全	0	0	実施しなかった理由を記入する。
		水質保	全	0	0	
	計画 策定	景観形	·成·生活環境保全	-	-	
	**	水田貯	·留機能増進・地下水かん養	_	_	
		資源循	環	_	-	
農村環境保全 活動		•	啓発·普及	0	0	
711393		生態系	保全	0	0	
		水質保	: <u>+</u>	0	0	
	実践 活動	景観形	·成·生活環境保全	7 -	_	
	/D #/J	水田貯	留機能増進・地下水かん養	-	_	
		資源循	環	_	-	
	多面	i的機能	の増進を図る活動	0	0	
						,

<u>/注い※酒ウトキリガは会/地球※酒の飯的ウトォッスサヨ活動</u>)の交付を受けずに活動さ事故しも担合も記しま

「実施」欄:対象外の活動項目には「一」を記入する。 に「〇」を記入する。 計画外の活動項目には「一」を記入する。

「実施」欄: 研修及び地域資源の適切な保全管理のため の推進活動を行った場合、その日付けを記入

(注3)「実施」欄:地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「C 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する 対象外の活動項目には「一」を記入する。

また、備考欄に具体的な実施内容を記載する。

(注4)「備考欄」:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「〇」を記入する。 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。

※農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

(2)資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動

当該年度、調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記載します。

	計画 ※活動計画	書より転記	√ 実	績	計画の進	捗
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	暫定数量	完成数量	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)
補修	水路の老朽化部分の補修	1.0 km		0.5 km	0.5 km	<i>50%</i>

- (注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。
- (注2)「暫定数量」欄:調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記入する。

「完成数量」欄:施工が完了した分の数量を記入する。

(注3)「累積完成数量」欄:活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量(当該年度分を含む)を記入する

活動計画書に位置付けた延べ数 量のうち、これまでの完成数量(当 該年度分を含む)を記載します。

(3)資源向上支払交付金(地域資源保全プランの作成)

	策定年	月日		チェック	地域資源保全プランの提出
平成	在	月	0		採択・交付申請の際に提出済み
十成	+	Я	Н		今回提出

(注) 策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

農地・水保全管理支払交付金の制度を含め 地域資源保全プランの作成を行ったことにつ いて記載して下さい。

(4)資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)

①広域活動組織の設立

	設立年月	月日		チェック	広域協定の認定書の写しの提出
平成	午	В			採択・交付申請の際に提出済み
干风		н	B		今回提出

(注)広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

農地・水保全管理支払交付金の制度を含め 組織の広域化・体制強化を行ったことについ て記載して下さい。

②特定非営利活動法人化

	法人登記年	手月日		チェック	特定非営利活動促進法第13条第2項の 登記事項証明書の写しの提出
π. :	在]		採択・交付申請の際に提出済み
平成	+	月	日		今回提出

(注)登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

実施計画欄、活動報告欄は参加集落(活 •活動報告の確認欄は運営委 動組織)が記入します。 員会が記入します。 (別記1-5様式第1号) 多面的機能支払交付金に係る 平成○○年度 実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(〇〇集落) 策定日 平成〇〇年〇月 0日 策定者 00集落 00 00 【1. 農地維持支払(地域資源の基礎的保全活動)】 当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「一」を記入する。(研修等、運営委員会が一括して行う場合も「一」を記入する。以下同じ。) 実施 加 計画 集落 【2. 資源向上支払(施設の軽微な補修)】 運営委員会の確認者は、確認対象集落と 当該年度に実施する活動内容及び実施数量を記入する。 は異なる集落の方として下さい。 活動 実施しない場合は、「一」を記入する。 組 平成〇〇年〇月 0日 00集落 報告日 報告者 00 00 活動 【1. 農地維持支払 2. 資源向上支払(施設の軽微な補修)】 報告 活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入する。なお、<mark>活動記録を別途提出する。</mark> 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「●」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外は「一」を記入する。 確認日 平成〇〇年〇月〇日 確認者 00運営委員会 00 00 ①運営委員会は参加集落(活動組織)から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 運 営 活動報告 ②必要に応じて現地確認を行い、現地確認を行った場合は、その旨を備考欄に記載する。 委 の確認 員 ③未実施理由の記述が適正な場合には、「〇」を記入する。 ④計画に沿った活動が実施されていない場合には、活動を適正に実施するように指導する。 当該年度の活動要件が未達成とな る場合は、活動の実施を確認し、「〇」を記入する。 1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動) 活動報告の確認 実施計画 活動報告 (運営委員会記入) 活動項目 実施予定時期 未実施理由 農用地 0 4月 0 0 点検 施設(水路・農道・ため池) 0 4月 0 0 年度活動計画の策定 0 4月 0 0 遊休農地を解消 事務・組織運営の研修 した面積を記入 游休農地発生防止 0 0 して下さい。 のための保全管理 7月、11月 【遊休農地解消面積】 ю 30 a 畦畔·農用地法面 用 0 6月、7月、8月 0 0 防風林等の草刈り 施設の適正管理 0 5月 0 0 域 資源の 異常気象時の対応 水路の草刈り 0 6月、7月、8月 0 0 基 礎 水路の泥上げ 0 4月 O 0 的 な 施設の適正管理 0 9月 0 0 保 全 異常気象時の対応 活

0

0

0

路肩、法面の草刈り

側溝の泥上げ

施設の適正管理

異常気象時の対応 ため池の草刈り ため池の泥上げ

付帯施設の適正管理 異常気象時の対応

渞

め 池 6月、7月、8月

6月

9月

0

0

点検の結果、要補修箇所は 確認されなかったため未実施

備者

0

0

0

			活動項目	実施計画		活動報告		(運営	告の確認 委員会記入)
			ALAD XII		実施予定時期		未実施理由		備考
	機能調	診断・	農用地	0	4月	0			
	計画		施設(水路・農道・ため池)	0	4月	0	I I		
1	年度活	動計	画の策定	0	4月	0		0	
		辰	畦畔・農用地法面等 の補修等	0	5月	0		0	
		/13	施設の補修等	0	10月	0		0	
		水	水路の補修等	0	4月、10月	0		0	
	実 践	路	付帯施設の補修等	0	10月	0		0	
	活動	農	農道の補修等	0	11月	0			
	-	道	付帯施設の補修等	0	11月	•	機能診断の結果、破損箇所等が II 確認されなかったため未実施		
		ため	堤体の補修等	_		_		_	
			付帯施設の補修等	_		_		_	
ŧ	機能診	断·補		_		_			
			г	▶実施計画	欄、活動報告欄は	参加集落(活動報告の	確認欄は	運営委
			[•実施計画動組織)	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(活 ・活動報告の 員会が記入	確認欄は します。	運営委
			[•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄は します。	運営委
				•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(唯認欄は します。	運営委
				•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄は します。	運営委
				•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄はします。	運営委
				•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄はします。	運営委
				•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄は します。	運営委
				•実施計画動組織)	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄はします。	運営委
				•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄は します。	運営委
				・実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄は します。	運営委
				・実施計画動組織)	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄はします。	運営委
				•実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄は します。	運営委
				・実施計画動組織)7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄は します。	運営委
				・実施計画動組織) 7	欄、活動報告欄は が記入します。	参加集落(確認欄はします。	運営委
				•実施計画動組織) 7	欄、活動報告欄はが記入します。	参加集落(確認欄はます。	運営委

多面的機能支払交付金に関するQ&A

- (Q1) 多面的機能支払交付金を受けるためにはどのような手続が必要ですか。
- (A) まず活動組織(又は広域活動組織)を設立して下さい。その上で、活動の計画を作り、 市町と原則5年間の協定を結び、地域協議会に申請して下さい。
- (Q2) これまで農地・水保全管理支払交付金に取り組んできましたが、引き続き農地・水保全管理支払交付金に取り組むことは可能ですか。
- (A) 農地・水保全管理支払交付金に取り組む組織については、多面的機能支払交付金への移行手続きが必要となります。具体的には、追加活動申請書(1枚程度)を作成し、市町に提出します。なお、直ちに移行できない場合は、経過措置として、平成26年度まで従来の農地・水保全管理支払交付金の活動として取り組むことができます。
- (Q3) 市街化区域内農用地や農振白地農用地は交付金の交付の対象となりますか。
- (A) 農地維持支払については、農振農用地区域内の農用地のほか、地方公共団体が多面 的機能の維持の観点から必要と認める農用地についても支援の対象となります。詳しく は市町にお問い合わせ下さい。 資源向上支払については、農振農用地区域内の農用地のみが交付対象となります。
- (Q4) 従来の農地・水保全管理支払と比べて、事務手続きは簡素化されるのですか。
- (A) 多面的機能支払については、
 - ① 現行の農地・水保全管理支払で2ルートあった交付ルートを一本化し、交付金の交付に係る手続き、書類の簡素化を図る。
 - ② 集落で作成頂く書類のひな型を示したり、該当項目をチェックする様式とする。
 - ③ 農地維持支払における農地、水路等の基礎的保全活動の実施状況の確認は、市町の 現地見回りによる確認とし、組織からの提出書類及び市町の確認事務を簡素化する。 など、できる限り事務手続きの簡素化を図ることとしています。
- (Q5) 農地維持支払と資源向上支払は、別々に申請を行い、会計も区分する必要がありますか。
- (A) 申請手続きについては、両支払をまとめて地域協議会に申請することができます。会計区分については、「農地維持支払及び資源向上支払(施設の長寿命化を除く)」と「資源向上支払(施設の長寿命化)」の2つに分ける必要があります。

【お問い合わせ先】

○○市○○課○○係 (電話)○○-○○○-○○○

○○農林事務所農村整備部 (電話) ○○-○○○-○○○

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会 〒753-0079 山口市糸米二丁目13番35号(電話)083-933-0755